












# 障害区分・等級（程度）別制度・サービス一覧表

障害種別	制 度	医 療		手 当 等					補 装 具 等		生 活								
		心身障害者医療費の給付	 自立支援医療（更生医療・精神医療）の給付	 自立支援医療（育成医療）の給付	 心身障害者福祉手当	 特別障害者手当	 障害児童福祉手当	 特別児童扶養手当	 心身障害者扶養共済	 補装具の交付・借受け・修理	 日常生活用具の給付・貸与	緊急時連絡システム	生活サポート	 訪問入浴サービス	訪問理容サービス	寝具乾燥・丸洗い	市ショートステイ（短期入所）	福祉タクシー利用料金の助成	
身体障害者	視覚障害	1級	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	○					○
		2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○					○
		3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△		○					※
		4級		○	○			※	※		△	△		○					
		5級		○	○			※	※		△	△		○					
		6級		○	○			※	※		△	△		○					
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○					○
		3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△		○					※
		4級		○	○			※	※		△	△		○					
		5級		○	○			※	※		△	△		○					
		6級		○	○			※	※		△	△		○					
		音声・言語機能障害	3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△		○				
	4級		△	○	○			※	※		△	△		○					
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1級	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△		○
		2級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○	△		△		○
		3級	○	○	○	○		※	○	○	△	△		○					△※
		4級	△	○	○			※	△	△	△	△		○					
		5級		○	○			※	※		△	△		○					
		6級		○	○			※	※		△	△		○					
	内部障害	1級	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	○		△	△		○
2級		○	○	○	○		※	○	○	△		△	○			△		○	
3級		○	○	○	○		※	○	○	△	△		○					※	
4級			○	○			※	※		△	△		○						
知的障害者	①	○			○	△	○	○	○		△		○		△		△	○	
	A	○			○		※	○	○		△		○		△		△	○	
	B	○			○		※	○	○				○				△	※	
	C				○		※	※	○				○						
精神障害者	1級	○	○		○	△	△	△	△		△		○					○	
	2級	△	○		○		※	※	△				○					※	
	3級		○				※	※					○						
難病患者等						△	△	△		△	△								
所得に応じた負担の有無			○	○						○	○		○	○				○	
所得制限の有無			○	○	○	○	○	○	○	○								○	
本文ページ		23	24・25	25	30	30	30	30	33	37	38	44	45	46	46	47	47	49	
備 考		65歳以上で新たに心身障害者になった方は対象外		18歳未満の児童に限る	施設入所や他の手当等の併給制限有り	その他同程度の状態にある方	※は定の重複障害の場合	その他同程度の状態にある方	※は定の重複障害の場合	その他同程度の状態にある方	介護保険優先	貸与は所得制限有り	基本料、通話料は自己負担	所得に応じた負担の有無は18歳未満または18歳で学校在学中の方のみ	その他同程度の状態にある65歳までの方	その他同程度の状態にある65歳までの方	その他同程度の状態にある18歳以上65歳までの方	※は一定の重複障害の場合	

※1  のマークがある制度では、マイナンバーを利用します。申請書等の提出の際には「マイナンバーの通知カード<sup>※2</sup>と身元確認書類」又は「マイナンバーカード（個人番号カード）」の提示をお願いします。申請者以外の方が代理人として窓口にいられる場合は、委任状又は申請者の方の健康保険証など、代理関係がわかるものもお持ちください。

(△は一部該当) (注) この一覧表はあくまで目安です。詳しくは各制度の説明をお読みください。

障害種別	制度	生活										税金・公共料金								
		自動車燃料費の助成	運転免許取得費の補助	自動車改造費の補助	リフト付自動車の貸し出し	手話通訳者の派遣	青い鳥郵便葉書	郵便等による不在者投票	居宅改善整備費の補助	所得税・市県民税の控除	自動車関係税の減免	JR運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料		市立施設使用料等の免除	
		成	助	助	し	遣	書	票	助	除	免	引	引	引	引	引	除	半額	除	
身体障害者	視覚障害	1級	○	△	△			○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		2級	○	△	△			○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		3級	※	△	△						○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		4級		△	△						○	△	○	○	○	○	○	△	△	○
		5級		△	△						○		○	○	○	○	○	△	△	○
		6級		△	△						○		○	○	○	○	○	△	△	○
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	△	△		△	○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		3級	※	△	△		△				○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
		4級		△	△		△				○		○	○	○	○	○	△	△	○
		5級		△	△						○		○	○	○	○	○	△		○
		6級		△	△		△				○		○	○	○	○	○	△	△	○
		音声・言語機能障害	3級	※	△	△		△				○	△	○	○	○	○	○	△	
	4級			△	△		△				○		○	○	○	○	○	△		○
	1級		○	△	△	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
	2級		○	△	△	△		○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	3級	△※	△	△	△				△	○	△	○	○	○	○	○	△		○
		4級		△	△						○	△	○	○	○	○	○	△		○
		5級		△	△						○	△	○	○	○	○	○	△		○
		6級		△	△						○	△	○	○	○	○	○	△		○
		1級	○	△	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
2級		○	△	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	
内部障害	3級	※	△	△				△		○	○	○	○	○	○	○	△		○	
	4級		△	△						○		○	○	○	○	○	△		○	
	1級	○					○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	
	A	○					○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	
知的障害者	B	※								○		○	○	○			△		○	
	C									○		○	○	○			△		○	
	1級	○								○	△		△		○		△	△	○	
精神障害者	2級	※								○			△		○		△		○	
	3級									○			△		○		△		○	
	難病患者等																			
所得に応じた負担の有無																				
所得制限の有無	○	○	○					○									○			
本文ページ	49	50	51	51	56	58	59	86	62	63	70	70	70	71	71	72	72	73		
備考	※は一定の重複障害の場合 ※は一定の重複障害に限る 自身の取得する免許する改造に限る 自身の運転に必要と 下肢・体幹機能障害者 外出の際車いすが必要な 平衡機能障害者を除く 1回限り 排気量により負担有 顔写真が貼付されている手帳に限る 12歳以上に限る 平衡機能障害者を除く																			

※2 通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されているもので、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用が可能です。また、「個人番号通知書」については、「番号確認書類」や「身元確認書類」としてはご利用になれませんのでご注意ください。